

平成 25 (2013) 年 11 月 28 日

KOGEI 東京工芸大学 TOKYO POLYTECHNIC UNIVERSITY

東京工芸大学

街に、ルネッサンス



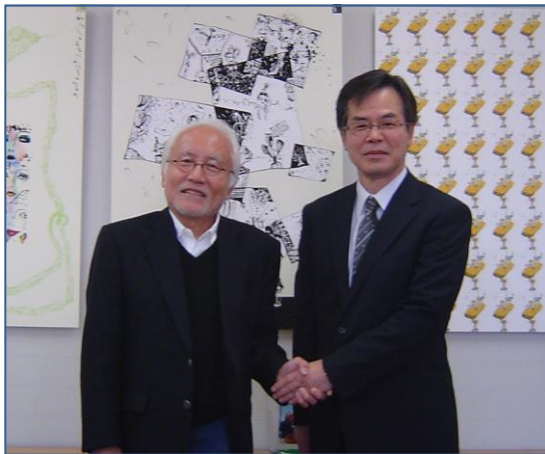
UR 都市機構

独立行政法人 都市再生機構
神奈川地域支社

東京工芸大学とUR都市機構によるとびお 「鳶尾団地」及び周辺地域の活性化推進に係る連携協定の締結について

東京工芸大学とUR都市機構神奈川地域支社は、相互に連携・協力しつつ、UR賃貸住宅「鳶尾団地」（神奈川県厚木市）及び周辺地域の活性化等に資する研究・取組を実施中です。

今後、少子高齢化が進行する中で、鳶尾団地及び周辺地域における諸課題に対応する研究や取組をさらに発展・継続して推進し、また、相互の連携・協力を一層強化することにより、団地や地域の活性化、良好なコミュニティ形成等に資することを目的として、本日、連携協定を締結いたしました。



【連携・協力事項】

- ① 鳶尾団地及び周辺地域の活性化・コミュニティ形成に資する研究・取組
- ② その他相互連携による取組等

【取組中の主なもの】

- ・ とびお写真コンテスト（平成 24 年度～）
- ・ TobioGarden（花と緑で繋がる）の実施

お問い合わせは下記へお願いします。

- 東京工芸大学厚木キャンパス 教育研究推進部 教育研究支援課
(電話) 046-242-9964
- UR都市機構神奈川地域支社 住宅経営部 団地活性化推進本部
(電話) 045-682-1836
総務部 総務チーム
(電話) 045-682-1555

●地域活性化に向けた東京工芸大学とUR都市機構の連携取組事例

【コミュニティスペースとしての利活用】



↑ 第2回とびお写真コンテストの様子

・鳶尾団地にてテナント募集中であった店舗をコミュニティスペースとして東京工芸大学生を中心に試行的利活用をしています。
・写真コンテストは平成24年度から開催し、今年度は2回目を11月4日に終了。
・このスペースを地域の方と共にギャラリーとして利用する試みなど、地域活性化への利活用を探る取組を行っています。

【屋外空間の利活用】



↑ TobioGarden（花と緑で繋がる）場所選定の様子

・鳶尾団地の一角を団地にお住まいの方が園芸活動を行える場所として提供。
・TobioGarden（花と緑で繋がる）と銘打ち、東京工芸大学生とお住まいの方が協同で花を育てるなどにより、コミュニティ活性化向上を目指す取組を行っています。
・花の植え付け会を、11月30日に実施する予定。

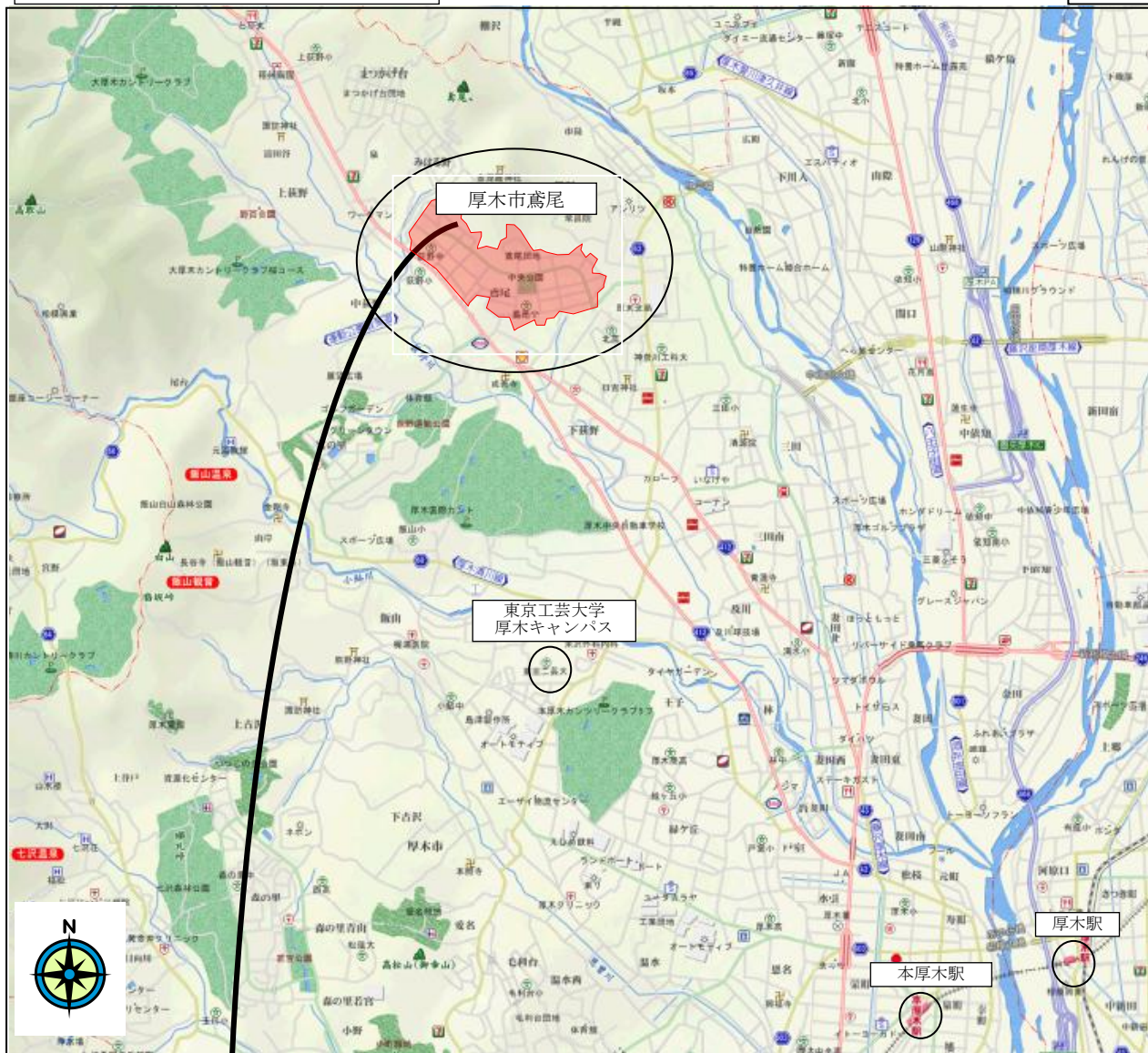
【東京工芸大学概要】

- 所在地 東京都中野区本町2-9-5（中野キャンパス）
神奈川県厚木市飯山1583（厚木キャンパス）
- 学 長 若尾 真一郎
- 組 織 工学部・工学研究科 芸術学部・芸術学研究科
- 学生数 工学部 1776人 工学研究科 49人
芸術学部 2606人 芸術学研究科 46人（平成25年5月1日現在）

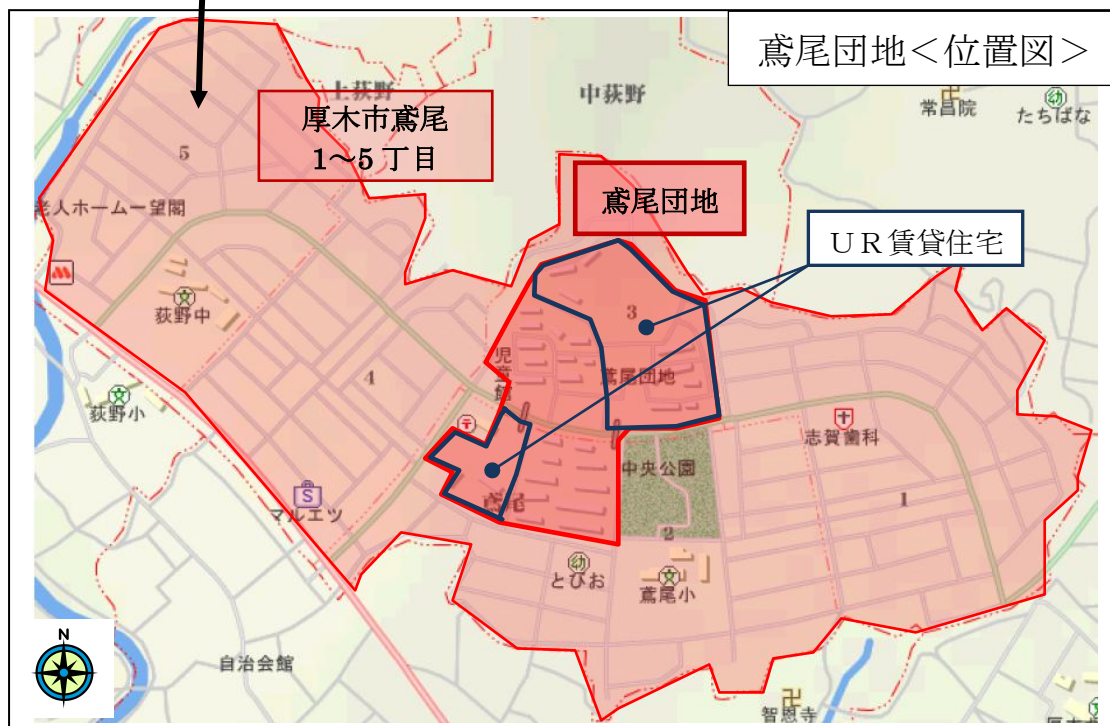
【鳶尾団地（UR賃貸住宅）概要】

- 所在地 神奈川県厚木市鳶尾3丁目他
- 管理開始 昭和52年
- 管理戸数 819戸
- 交 通 小田急小田原線「本厚木」駅バス25分徒歩1分

厚木市鳶尾<位置図>



鳶尾団地<位置図>



鳶尾団地及び周辺地域の活性化推進に係る連携協定書

東京工芸大学（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社（以下「乙」という。）は、鳶尾団地及び周辺地域の活性化等に資する研究・取組を、相互に連携・協力を図りつつ推進することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲乙が連携し、少子高齢化が進行する中で鳶尾団地及び周辺地域における諸課題に対応する研究や取組などを進めることにより、団地や地域の活性化、良好なコミュニティ形成等に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について相互に連携・協力を図り進めるものとする。

- 一 鳶尾団地及び周辺地域の活性化・コミュニティ形成に資する研究・取組
- 二 その他甲乙連携による取組等が必要と認められる事項

（連絡会議等の設置）

第 3 条 甲及び乙は、前条に定める連携・協力事項を円滑かつ着実に推進するため、連絡会議等を設置し、連携方策や実施内容等について協議するほか、相互の取組に関する状況報告及び意見交換を行うものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲及び乙は、連携・協力事項の実施に当たり、必要に応じて役割分担、費用負担等を別途協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の 2 か月前までに甲乙のいずれからも申し出がないときは、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 11 月 28 日

甲 東京都中野区本町二丁目 9 番 5 号
東京工芸大学
学 長 若 尾 真 一 郎

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
地域支社長 宮 本 保 宏